

○大分県漁業調整規則

〔令和二年十月三十日
大分県規則第六十六号〕

大分県漁業調整規則をここに公布する。

大分県漁業調整規則

大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 漁業の許可（第四条—第三十一条）
- 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十二条—第五十条）
- 第四章 漁業の取締り（第五十一条—第五十四条）
- 第五章 雜則（第五十五条—第六十一条）
- 第六章 罰則（第六十二条—第六十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令と相まって、大分県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

（申請の経由機関等）

第二条 県内に住所を有する者は、第八条第一項又は第三十三条第三項の申請書を知事に提出しようとするとする場合には、その住所地を管轄する振興局長を経由して提出しなければならない。

2 県内に住所を有しない者は、第八条第一項の申請書を知事に提出しようとするとする場合は、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第二章 漁業の許可

（漁業の許可）

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第七

号、第十号、第十二号、第十五号及び第十六号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 もじやこ漁業 海面においてもじやこ（全長十五センチメートル以下のぶりをいう。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）

二 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業

三 たいらぎこぎ漁業 海面において鉤引具によりたいらぎをとることを目的とする漁業

四 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網（瀬戸内海においては、総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。）により行う漁業

五 ごち網漁業 海面において動力漁船を使用してごち網により行う漁業

六 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網（あぐり網、きんぢやく網、中高網又はしばり網をいう。）により行う漁業

七 四そう張り網漁業 海面において四そう張り網により行う漁業

八 多そう張り網漁業 海面において多そう張り網（前号の四そう張り網を除き、いかをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業

九 棒受け網漁業 海面において棒受け網（いわし、あじ、さば又はいかをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業

十 袋待網漁業 海面において袋待網により行う漁業

十一 刺し網漁業 海面において刺し網（次号の固定式刺し網を除く。）により行う漁業

十二 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業

十三 押網漁業 海面において押網（網具を直接的に船体に固定し、船と網具との一体的な移動により水産動物を採捕する方法をいう。）により行う漁業

十四 はえ縄漁業 海面において動力漁船を使用してはえ縄（たい、はも又はふぐをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業

十五 たこつぼ漁業 瀬戸内海においてたこつぼにより行う漁業

十六 かご漁業 海面においてかご（いか又はかにをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業

十七 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（中型まき網漁業及び第六号の小型まき網漁業を除く。）

十八 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

2 前項の許可（以下この章（第十六条を除く。）において単に「許可」という。）は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号若しくは第十三号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組

を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第六条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第七条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号若しくは第十三号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 知事許可漁業の種類

三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

四 漁具の種類、数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しな

い者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - 二 暴力団員等であること。
 - 三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用者のうちに前二号のいずれかに該当する者であること。
 - 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - 五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
 - 2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- (新規の許可又は起業の認可)**
- 第十一条** 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。
- 一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したもの）をいう。（以下同じ。）
 - 二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - 三 推進機関の馬力数
 - 四 操業区域
 - 五 漁業時期
 - 六 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しても、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立了た法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事實を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たつては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができ る。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

（継続の許可又は起業の認可等）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶に

ついて許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第一号の規定による申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第三号から第十八号までに掲げる漁業 五年

二 第四条第一項第一号及び第二号に掲げる漁業 一年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

3 知事は、前項の規定により申請があつた場合において必要があると認めるときは、変更

の許可をするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事實を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- 1 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- 2 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- 3 第一項に規定する場合のほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月又は引き続き一年を超えて休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

い。

- 3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

- 第二十一条** 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
中型まき網漁業及びうなぎ稚魚漁業 もじやこ漁業	翌月の十日まで 漁業時期の終了後十日以内

小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、たいらぎこぎ漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、小型まき網漁業、四そそう張り網漁業、多そそう張り網漁業、棒受け網漁業、袋待網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、押網漁業、はえ縄漁業、たこつぼ漁業、かご漁業、しいらづけ漁業及び潜水器漁業

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）

- 二 許可番号

- 三 報告の対象となる期間

- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績

- 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

- 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

- 七 その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第二十二条

- 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。
- 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第二十三条

- 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員

会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- 一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 操業区域及び漁業時期

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

五 許可の有効期間

六 条件

七 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯せねば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

三 第十七条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。

五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十一条 小型機船底びき網漁業又は中型まき網漁業（二そうまき網漁業を除く。次項において同じ。）の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の船橋又は舷側の両側の中央部に第一号様式による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業又は中型まき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならぬ。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第三十二条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

一 沖縄式追込網（瀬戸内海においてするものを除く。）

- 二 かます追込網
- 三 たたき網
- 四 空釣繩
- 五 空釣こぎ（瀬戸内海においてするもの及び第四条第一項第三号に掲げる漁業の方法を除く。）
 - 六 がたます網（身網の設置場所が最大低潮時水深二メートルより浅い所に設置するものに限る。）

（内水面における水産動物の採捕の許可）

第三十三条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 一 刺し網（固定式刺し網を含む。第三十六条第二項において同じ。）

二 敷網

三 建干網

四 しろうおせきすくい網

五 やな

六 鵜飼漁法

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- 二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- 三 法第百七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 採捕する区域、期間及び水産動物の種類

四 漁具の数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- 一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合
- 二 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認めるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第一百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

四 許可の有効期間

五 条件

六 その他参考となるべき事項

- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項の許可証の写しを知事に返納しなければならない。

- 13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二条、第二十三条並びに第二十六条から第三十条までの規定は、採捕の許可について準用する。

（保護水面における採捕の禁止）

- 第三十四条** 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間	水産動植物
一 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた水面	一月一日から十二月三十一日まで	はまぐり
ア 基点第一号（宇佐市久兵衛新田八番塩浜水路		

西側角に管理者が建設した標柱の位置をいう。

以下この号において同じ。）から三百十八度五十分（真方位による。以下この号から第十一号までにおいて同じ。）七百二十五メートルの点

イ 基点第一号から三百三十七度千二百三十八メートルの点

ウ 基点第一号から三度三十分千五百五十メートル

の点

エ 基点第一号から八度五十分五百五十メートル

の点

二 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた水面

ア 基点第二号（宇佐市柳ヶ浦順風黒川突端に管理者が建設した標柱の位置をいう。以下この号及び次号において同じ。）から三百二十六度二百メートルの点

イ 基点第二号から七十四度四百七十五メートル

の点

ウ 基点第二号から二十八度二十分九百二十五メートルの点

エ 基点第二号から三百五十度八百五十メートル

の点

三 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた水面

ア 基点第二号から一百九十九度六百五十五メートルの点

イ 基点第二号から三百二十三度四百メートルの点

ウ 基点第二号から三百四十四度八百五十五メートルの点

エ 基点第二号から三百二十五度五十分千メートルの点

四 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた水面

ア 佐伯市上浦大字津井浦百九十四番九に管理者が建設した標柱の位置

一月一日から十二月三十一日まで

動植物

全ての水産

一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり

イ ウ エ オ 八番二に管理者が建設した標柱の位置	アから二百十二度三十分三百メートルの点 オから百七十一度千二百三十メートルの点 オから百五十四度千メートルの点 佐伯市上浦大字最勝海浦字小網代六千百五十 八番二に管理者が建設した標柱の位置	ア 基点第一号（大分市大字佐賀関字羅洲ソノ崎 最西端に管理者が建設した標柱の位置をい う。）から三百五度三百メートルの点 イ 基点第二号（大分市大字佐賀関字羅洲イガゼ 最頂部に管理者が建設した標柱の位置をい う。）から三百四十度六 以下この号において同じ。）から三百四十度六 百五十メートルの点 ウ 基点第二号から九十度二百メートルの点 エ 基点第二号から二百二十度六百五十メートル の点	ア 基点第一号（大分市大字佐賀関字羅洲ソノ崎 最西端に管理者が建設した標柱の位置をい う。）から三百五度三百メートルの点 イ 基点第二号（大分市大字佐賀関字羅洲イガゼ 最頂部に管理者が建設した標柱の位置をい う。）から三百四十度六 以下この号において同じ。）から三百四十度六 百五十メートルの点 ウ 基点第二号から九十度二百メートルの点 エ 基点第二号から二百二十度六百五十メートル の点	ア 基点第一号（大分市大字佐賀関字羅洲ソノ崎 最西端に管理者が建設した標柱の位置をい う。）から三百五度三百メートルの点 イ 基点第二号（大分市大字佐賀関字羅洲イガゼ 最頂部に管理者が建設した標柱の位置をい う。）から三百四十度六 以下この号において同じ。）から三百四十度六 百五十メートルの点 ウ 基点第二号から九十度二百メートルの点 エ 基点第二号から二百二十度六百五十メートル の点
七 二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた水面	次に掲げる基点第一号、ア、イ、ウ及び基点第 二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた水面	次に掲げる基点第一号、基点第二号、ア、イ、 ウ及び基点第三号の各点を順次に結んだ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた水面	次に掲げる基点第一号、基点第二号、ア、イ、 ウ及び基点第三号の各点を順次に結んだ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた水面	次に掲げる基点第一号、基点第二号、ア、イ、 ウ及び基点第三号から四十一度七百メートルの点 ウ 基点第三号から六十八度三十分四百メートル の点
基点第一号 東国東郡姫島村字下小屋六千三百十 九番六に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 東国東郡姫島村字下小屋六千三百十 九番六に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 国東市国見町櫛来字小崎四千三百三 十番地に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 国東市国見町櫛来字小崎四千三百三 十番地に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 国東市国見町岐部字龍崎三千六百六 十七番地に管理者が建設した標柱の位置
基点第二号 ア 基点第二号から十九度千メートルの点 イ 基点第三号から四十一度七百メートルの点 ウ 基点第三号から六十八度三十分四百メートル の点	基点第二号 ア 基点第二号から十九度千メートルの点 イ 基点第三号から四十一度七百メートルの点 ウ 基点第三号から六十八度三十分四百メートル の点	基点第三号 国東市国見町岐部字龍崎三千六百六 十七番地に管理者が建設した標柱の位置	基点第三号 国東市国見町岐部字龍崎三千六百六 十七番地に管理者が建設した標柱の位置	基点第三号 国東市国見町岐部字龍崎三千六百六 十七番地に管理者が建設した標柱の位置
七 二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた水面	次に掲げる基点第一号、ア、イ、ウ及び基点第 二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた水面	次に掲げる基点第一号、基点第二号、ア、イ、 ウ及び基点第三号の各点を順次に結んだ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた水面	次に掲げる基点第一号、基点第二号、ア、イ、 ウ及び基点第三号の各点を順次に結んだ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた水面	次に掲げる基点第一号、基点第二号、ア、イ、 ウ及び基点第三号から四十一度七百メートルの点 ウ 基点第三号から六十八度三十分四百メートル の点
基点第一号 東国東郡姫島村字下小屋六千三百十 九番六に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 東国東郡姫島村字下小屋六千三百十 九番六に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 国東市国見町櫛来字小崎四千三百三 十番地に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 国東市国見町岐部字龍崎三千六百六 十七番地に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 国東市国見町岐部字龍崎三千六百六 十七番地に管理者が建設した標柱の位置
一月一日から十二月 三十一日まで	一月一日から十二月 三十一日まで	一月一日から十二月 三十一日まで	一月一日から十二月 三十一日まで	一月一日から十二月 三十一日まで
動植物	全ての水産	全ての水産	全ての水産	全ての水産

九番に管理者が建設した標柱の位置

イ 基点第二号から四十六度二百メートルの点	ウ 基点第二号から四十六度二百メートルの点	八 次に掲げる基点第一号、ア、イ、ウ、エ及び基点第二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた水面	一月一日から十二月三十一日まで	全ての水産動植物
基点第一号 国東市安岐町糸原字大海田三千六百番の三に管理者が建設した標識の位置	基点第二号 国東市安岐町下原字大海田十番の四に管理者が建設した標識の位置	ア 基点第一号から九十度百三十メートルの点		
イ 基点第一号から百七十一度千百八十メートルの点	ウ 基点第二号から十度三百八十メートルの点	エ 基点第二号から七十一度二百四十メートルの点		
九 次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた水面	基点第一号 津久見市大字四浦字八重石五百十二番の一に管理者が建設した標柱の位置	九 次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた水面	一月一日から十二月三十一日まで	全ての水産動植物
基点第二号 津久見市大字四浦字黒畠二百八十六番に管理者が建設した標柱の位置	ア 基点第一号から七十一度四百メートルの点	ア 基点第一号から七十九度四百メートルの点	一月一日から十二月三十一日まで	
イ 基点第二号から七十九度四百メートルの点	十 次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた水面	イ 基点第二号から七十九度四百メートルの点	一月一日から十二月三十一日まで	
基点第一号 速見郡日出町二千七百十九番地の五地先に管理者が建設した標柱の位置	基点第二号 速見郡日出町二千三百四十九番地の三に管理者が建設した標柱の位置	基点第一号 速見郡日出町二千七百十九番地の五地先に管理者が建設した標柱の位置	一月一日から十二月三十一日まで	
ア 基点第一号から二百十度六百四十メートルの点		ア 基点第一号から二百十度六百四十メートルの点		
イ 基点第一号から三百三十六度五百五十メートルの点		イ 基点第一号から三百三十六度五百五十メートルの点		
ア 基点第一号から三百三十六度五百五十メートルの点		ア 基点第一号から三百三十六度五百五十メートルの点		

		イ 基点第二号から百七十九度六百二十メートルの点	一月一日から十二月三十一日まで	全ての水産
十一 次に掲げる基点第一号、ア、イ、基点第二号、基点第三号、ウ、エ及び基点第四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた水面		基点第一号 津久見市大字保戸島字長畠七百五十四番に管理者が建設した標柱の位置 基点第二号 津久見市大字保戸島字二目五百六十番に管理者が建設した標柱の位置 基点第三号 津久見市大字保戸島字瀬ノ浜三百五十五番に管理者が建設した標柱の位置 基点第四号 津久見市大字保戸島字中島二番に管理者が建設した標柱の位置 ア 基点第一号から二百五十七度七十五メートルの点 イ 基点第二号から二百五十七度七百八十九メートルの点 ウ 基点第三号から百五十五度三百メートルの点 エ 基点第四号から百四十五度三百メートルの点		
十二 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から上流の基点三と基点四を結んだ線に至る間の大野川の区域		基点一 大分市大字宮河内字佐土原千九百四十三番の一大野川右岸に管理者が設置した標柱の位置 基点二 大分市大字松岡字南河原三千二十八番の二の大野川左岸に管理者が設置した標柱の位置 基点三 大分市大字下戸次字七石四千九百五十七番の一の大野川右岸に管理者が設置した標柱の位置 基点四 大分市大字松岡字下出口二千百三十四番の二の大野川左岸に管理者が設置した標柱の位置	九月一日から十月三十一日まで	植物
十三 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線に至る間の番匠川本流の区域	三十日まで	基点三と基点四を結んだ線に至る間の番匠川本流の区域	九月一日から十一月三十日まで	全ての水産
動植物	全ての水産		動植物	植物

基点一 佐伯市大字稻垣字竜護寺九百四十九番の番

番 匠川右岸稻垣橋下流端

基点二 佐伯市大字稻垣字鶴望字ドケヤ百五十三番の番

匠川左岸稻垣橋下流端

基点三 佐伯市大字稻垣字鵜ノ木八百八十八番二の番

基点四 佐伯市大字上岡字土井ノ外千百七十一番

の番 匠川左岸高畠井堰上流端

十四 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基点三と基点四を結んだ線に至る間の大分川の区域

(大分市大字下宗方字古川千二十七番に管理者が設置した標木から百十度(磁針方位による。)の線から上流の七瀬川の区域を除く。)

基点一 大分市大字光吉字井手ノ元百十二番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置

基点二 大分市大字畠中字居荒六百三十七番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置

基点三 大分市大字下宗方字古川千二十七番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置

基点四 大分市大字畠中字居荒六百三十九番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十五条

何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第四条第一項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて第五号に掲げる漁法により採捕する場合は、この限りでない。

一 発射装置を有するもり又はやす

二 水中に電流を通じてする漁法

三 干潟えびかき漁法

四 瀬戸内海において火光を利用するやす突漁法

五 干潟において火光を利用する漁法(前号に掲げるものを除く。)

2 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第四条第一項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて第六号に掲げる漁法により採捕する場合は、この限りでない。

一 発射装置を有するもり又はやす

二 ひき網

三 上りやな(しろうおせきすくい網を除く。)

四 水中に電流を通じてする漁法

月二十日まで	全ての水産動植物	

五 漑干漁法（川干漁法）

六 火光を利用する漁法（日田市三隈川、同市玖珠川筋、同市大山川筋及び同市津江川筋において、五月二十日から十一月十五日までの間に行う鵜飼及び火光利用刺し網を除く。）

七 魚切り又は類似の漁法

- 八 おけづけ（かんづけ、箱づけ、びんづけその他これらに類する漁法を含む。）
 九 石うち又はげんのうちをしてする漁法

第三十六条 海面において、次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具	範囲
建干網	網目 十五センチメートルにつき十節以下

2 内水面において、次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具	範囲
投網（網丈二・五メートル以下）	網目 十五センチメートルにつき十節以下
刺し網	網目 十五センチメートルにつき十節以下
建切網	網目 十五センチメートルにつき十節以下
瀬張網	網目 十五センチメートルにつき十節以下
建干網	網目 十五センチメートルにつき十節以下
網の全長	五百五十メートル以下

（禁止漁具の積載禁止）

第三十七条 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十五条第二項に規定する滑走装置を備えた桁又は網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもつて、漁船に積載してはならない。

（禁止区域等）

第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる漁業をそれぞれ同表の下欄に掲げる区域内において操業してはならない。ただし、第四条第一項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合、漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第四十二条第一項の規定による許可を受けてうなぎの稚魚を採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁業	区域
一 火光を利用する網漁業	(一) 大分市青崎鼻から零度（磁針方位による。以下この表において同じ。）の線と同市踊鼻から零度の線との

間における最大高潮時海岸線から四千メートルの距離
の線によって囲まれた海域

(二) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順
次に結んだ線によって囲まれた海域

イ 大分市うちをばえ

ロ 同市高島西端

ハ 同市薦島東端

ニ 同市薦島東端と臼杵市板知屋みちが鼻とを結んだ
線と同市殿ヶばえと同市津久見島頂上とを結んだ線
との交点

ホ 同市殿ヶばえと同市板知屋天神鼻とを結んだ線と
同市中津浦貝来鼻と同市坪江大石とを結んだ線との
交点

ヘ 同市中津浦貝来鼻と同市坪江大石とを結んだ線と
同市津久見島うのくそばえと同市大泊觀音崎とを結
んだ線との交点

ト 同市津久見島うのくそばえ

チ 同市ヤケガ鼻

(三) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの各点を順次に
結んだ線によって囲まれた海域

イ 津久見市楠屋崎南端

ロ 同市黒岩頂上

ハ 同市黒島東端と同市日代赤崎鼻とを結んだ線上同
市黒島東端から七百メートルの点

ニ 同市黒島煙ヶ尻と同市横浦鼻とを結んだ線上同市
黒島煙ヶ尻から七百メートルの点

ホ 同市横浦鼻と同市黒島煙ヶ尻とを結んだ線上同市
横浦鼻から七百メートルの点

ヘ 同市横浦鼻と北緯三十三度四分五十八・五秒東經
百三十一度五十二分五十四・七秒の点（旧千怒崎灯台）
とを結んだ線上同市横浦鼻から七百メートルの
点

ト 北緯三十三度四分五十八・五秒東經百三十一度五
十二分五十四・七秒の点（旧千怒崎灯台）

(四) 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ線によ
つて囲まれた海域

イ 津久見市四浦觀音崎

(五)

口 同市白子島頂上
ハ 同市貴船島頂上
ニ 同市日代赤崎鼻

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、
ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、
ム、ウ、ノ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ、テ、ア、
サ及びキの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた海

域 イ 津久見市四浦高井鼻

ロ 同市高井島頂上
ハ 同市保戸島頂上
ニ 同市保戸島北端
ホ 同市保戸島高甲岩

ヘ 同市保戸島高甲岩と同市と佐伯市との最大高潮時
海岸線における境界点とを結んだ線と津久見市保戸
島ともういちばえと佐伯市鶴見先ノ瀬頂上とを結んだ
線との交点

ト 津久見市保戸島ともういちばえ

チ 佐伯市上浦蒲戸崎から九十度千メートルの点
リ 同市上浦蒲戸崎から百八十度千メートルの点

ヌ 同市上浦唐船鼻と同市竹ヶ島とを結んだ線上同市
上浦唐船鼻から千メートルの点

ル 同市上浦唐船鼻と同市竹ヶ島とを結んだ線上同市
上浦唐船鼻から千メートルの点と同市上浦平浦鼻と
を結んだ線と同市上浦と同市大字二栄との境界立岩
から九十度千メートルの点と同市上浦中瀬とを結ん
だ線との交点

ヲ 同市上浦と同市大字二栄との境界立岩から九十度
千メートルの点

ワ 同市官島頂上

カ 同市大入島唐船鼻

ヨ 同市片白島頂上
タ 同市とうどう島頂上

レ 同市とうどう島頂上と同市鼻面鼻とを結んだ線と
同市鶴見三栗島頂上と同市佐伯港中防波堤東灯台と
を結んだ線との交点

ソ 同市鶴見三栗島頂上

第三十九条

あぶらをつけた餌料を使用するはえ縄による漁業は、次に掲げる区域内でなければ操業してはならない。ただし、第四条第一項第十四号のはえ縄漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

一次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

イ 大分市磯崎

ロ 同市磯崎から五度二十二分（磁針方位による。以下この条において同じ。）四千メートルの点

ハ 同市踊鼻と杵築市美濃崎とを結んだ線上大分市踊鼻から三千五百メートルの点

ニ 同市踊鼻

二次のイ、ロ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

イ 大分市串ヶ鼻

ロ 津久見市地無垢島西端と大分市串ヶ鼻とを結んだ線上津久見市地無垢島西端から二千メートルの点

ハ 同市大字四浦字高井の北端

三 佐伯市上浦蒲戸崎と愛媛県南宇和郡愛南町横島北端とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域を除く。

イ 佐伯市鶴見大島立花鼻と同市鶴見大字梶寄浦ビシヤコバエ頂上とを結んだ線上同市鶴見大島立花鼻から六百メートルの点

ロ 同市鶴見大島シリオトシと同市鶴見大字梶寄浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界（ウノハエ）とを結んだ線上同市鶴見大島シリオトシから二百メートルの点

ハ 同市鶴見大島赤鼻と同市鶴見白崎鼻とを結んだ線上同市鶴見大島赤鼻から三百メートルの点

ニ 同市鶴見高手島頂上と同市竹ヶ島頂上とを結んだ線上同市鶴見高手島頂上から千メートルの点

ホ 同市鶴見高手島頂上から零度千メートルの点

ヘ 同市鶴見先ノ瀬頂上から零度千メートルの点

ト 同市鶴見先ノ瀬頂上から九十度千メートルの点

府市野島南端とを結んだ線との交点

ハ 東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線とロの(イ)の点と(ロ)の点とを結んだ線の延長線との二つの交点のうち西側の点

二 国東市国東町黒津鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結んだ線上国東市国東町黒津鼻における最大高潮時海岸線から八千メートルの点

ホ 同市国東町黒津鼻

第四十条

何人も、次に掲げる区域内では、まきえ釣漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第三種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

一次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた海域

イ 佐伯市鶴見先ノ瀬灯台から二十八度（磁針方位による。以下この条において同じ。）七百五十メートルの点

ロ 同市鶴見先ノ瀬灯台から百六十七度八百五十メートルの点

ハ 同市鶴見先ノ瀬灯台から二百二十八度千五十メートルの点

二 同市鶴見先ノ瀬灯台から三百二十二度千メートルの点

二 佐伯市鶴見水の子灯台を中心として、半径千メートルの円によつて囲まれた海域

第四十一条

何人も、次の表の上欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

駟館川	山国川	禁止区域	禁止期間	水産動物
宇佐市大字上坪田字公原の標木から二百との間の区域	中津市金谷潮止えん堤上流端から下流二百二十メートルの間の区域	中津市金谷潮止えん堤上流端から下流二百二十メートルの間の区域	九月十日から十一月十日まで	あゆ
宇佐市大字川部字川部の標木から八十四度の線と同市大字江須賀字江島千百七十七番地の標木から百四十六度三十分の線との間の区域	中津市本耶馬渓町曾木蕨野の滝右岸の大石より五度（磁針方位による。以下この表において同じ。）の線から下流五十メートルの間の区域	中津市本耶馬渓町曾木蕨野の滝右岸の大石より五度（磁針方位による。以下この表において同じ。）の線から下流五十メートルの間の区域	五月二十日から七月三十日まで	あゆ
中津市山国町楓木旧楓木小学校毛谷村分校北側の延長線上から合使橋までの間の区域	中津市耶馬渓町大字戸原口の林五龍の滝左岸から上流五十メートル、下流百九十メートルの点からそれぞれ三百三十一度及び十度の線との間の区域	中津市耶馬渓町大字戸原口の林五龍の滝左岸から上流五十メートル、下流百九十メートルの点からそれぞれ三百三十一度及び十度の線との間の区域	五月二十日から六月三十日まで	あゆ
中津市本耶馬渓町曾木犬走り沈橋下流端から下流荒瀬井ぜき上流端との間の区域	中津市三光土田うさぎ飛ぶち上の大岩（本岩）頂上から三百八度と下流うさぎ飛ぶち下の大石から二百九十八度の線との間の区域	中津市三光土田うさぎ飛ぶち上の大岩（本岩）頂上から三百八度と下流うさぎ飛ぶち下の大石から二百九十八度の線との間の区域	五月二十日から六月三十日まで	あゆ
周年	周年	周年	周年	周年
全年的水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物

第四十二条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同

川原川	町田川	玖珠川	有田川	筑後川	中岳川	堅田川	ら下流百メートルの間の区域			
日田市上津江町川原イデノふち南中山溪 流二百十メートルの間の区域	玖珠郡九重町大字町田潜石橋の上流端か ら上流こしき岩橋の下流端の間の区域	玖珠郡玖珠町大字山浦魚返りの滝から上 流七十五メートル、下流七十五メートル の間の区域	域	日田市天瀬町櫻竹築瀬女子畑発電所玖 珠取入口えん堤上流端から上流六十メー トル、下流百九十メートルの間の区域 ら下流天神ふち水車ぜき上流端の間の区 域	日田市大字有田字川原田若宮井ぜきの上 流端から上流百五十メートルの間の区域 川取入口えん堤上流端から上流六十メー トル、下流百九十メートルの間の区域 玖珠郡玖珠町大字森片目ヶふち打落口か ら下流天神ふち水車ぜき上流端の間の区 域	日田市大字石井石井発電所放水口下流端 より百九十五度の線から上流八十メート ル、下流二百メートルの間の区域 大山取入口えん堤上流端から下流百メー トルの間の区域	佐伯市宇目大字南田原字中岳正連寺ぶち ふち尻左岸石垣下流端から三百三十度三 十分の線と下流ジサぶち左岸石垣上流端 から四十二度の線との間の区域	佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角 から三百三十九度三十分の線と下流同市 大字長良字柏江の岩の鼻から三百四十四 度三十分の線との間の区域	佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角 から三百三十九度三十分の線から上流堅 田橋下流端の間の区域	臼杵市大字搔懐久保田橋の下流端から下 流家野えん堤上端の間の区域
周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	九月一日から十一月三十日まで			
全ての水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物	全ての水産動物			

表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

	水産動植物										禁止期間	禁止区域
周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
海面	海面	海面	海面	海面	海面	海面	海面	海面	海面	海面	海面及び内水面	海面及び内水面
十八 ぶり (もじやこ) (全長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	三十一日まで	六月一日から八月	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
十七 がざみ (甲の幅十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
十六 くるまえび (全長十センチメートルを超えるものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
十五 いせえび (全長二十センチメートルを超えるものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
十四 いせえび (全長二十センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
十三 まだこ (体重二百グラム以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
十二 ばかがい (殻長四センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
十一 はまぐり (殻長六センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
十とりがい (殻長六センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
九 いたやがい (殻長六センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
八 あさり (殻長二・五センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
七 さざえ (殻蓋長径二センチメートルを超えるものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
六 さざえ (殻蓋長径二センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
五 あわび (殻長十センチメートルを超えるものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
四 あわび (殻長十センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
三 ぼら (いな) (全長十センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
二 うなぎ (全長二十センチメートル以下のものに限る。)	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面
一 あゆ	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	一月一日から五月十九日まで	海面及び内水面

ル以下のものに限る。)

十九 まだい及びちだい（全長十二センチメートル以下のものに限る。）

二十 てんぐさ

周年

海面

二十一 あまご（えのは）

八月二十日から翌年
年三月三十一日まで
十月一日から翌年
二月末日まで

内水面

二十二 やまめ（えのは）

内水面

- 2 第四条第一項第一号のもじやこ漁業若しくは同項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は漁業法施行規則第四十二条第一項の規定による許可を受けてうなぎの稚魚を採捕する場合は、前項の表の第二号又は第十八号の規定は、適用しない。
- 3 第一項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。

（電気設備の制限）

第四十三条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、同表の中欄に掲げる区域においては、一漁船につき、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲を超える電気設備を設置してはならない。

いそ突漁業	大分県海域	大分市大字白木と同市大字一尺屋との最大高潮時海岸線における境界点から九十度（磁針方位による。以下この表において同じ。）の線と津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から九十度の線との間における最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線によつて囲まれた海域	漁業	釣漁業	瀬戸内海	区域	総設備容量の範囲	
							発電機（蓄電池を含む。）	一キロワット
			集魚灯に使用する電球	発電機（蓄電池を含む。）	百ワット		集魚灯に使用する電球	三キロワット
			集魚灯に使用する電球	発電機（蓄電池を含む。）	五百ワット		集魚灯に使用する電球	一キロワット

第四十四条 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区

（河口付近における採捕の制限）

第四十四条 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区

域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、ひき網又はすくい網（しらうおをとることを目的とするものを除く。）を使用して水産動物を採捕してはならない。ただし、第四条第一項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合、漁業法施行規則第四十二条第一項の規定による許可を受けてうなぎの稚魚を採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止期間
一 番匠川河口及 び堅田川河口	佐伯市佐伯港中防波堤東灯台から 同市鶴見三栗島頂上を経て同市鶴 見辰ノ口鼻に至る線によつて囲ま れた海域	一月一日から三月三十一日まで
二 駅館川河口	宇佐市神子山突端を中心として半 径千メートル以内の海域	一月一日から三月三十一日まで
三 山国川河口	北緯三十三度三十六分五十八・四 秒東経百三十一度十一分十一・〇 秒の点（旧小祝築港地の灯台）を 中心として半径千メートル以内の 大分県海域	二月一日から三月三十一日まで

（溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限）

第四十五条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によつて水産動物の採捕を行う場合は、河川流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第四十六条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿釣及び手釣
- 二 たも網及びさで網（さより又はしらうおをとることを目的とする場合を除く。）
- 三 投網（船を使用しないものに限る。）
- 四 やす及びは具
- 五 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 漁業者が漁業を営む場合
- 二 漁業従事者が漁業のために水産動植物の採捕に従事する場合
- 三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

（有害物の遺棄漏せつの禁止）

第四十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設

備の変更を命ずることができる。

- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

（漁場内の岩礁破碎等の許可）

第四十八条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁若しくは沈船を破碎し、又は砂れき若しくは岩石（以下「砂れき等」という。）を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 免許番号

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

第四十九条 内水面のうち漁業権の存する漁場内又は第四十一条若しくは第四十二条の表の第一号から第三号まで、第二十一号若しくは第二十二号に規定する禁止区域において、岩礁を破碎し、又は砂れき等を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

い。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 免許番号又は禁止区域の表示

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 前項の場合において、漁業権を有する者が砂れき等の採取により水産資源の保護培養上通常支障がないにもかかわらず同意書を与えない等正当な理由がないのに同意書を与えない場合には、その事情を記載した書面をもつて同意書に代えることができる。

4 前項の場合において、第一項の規定により許可を受けようとする者が同意書に代えてその事情を記載した書面を提出したときは、知事は、当該許可申請者及び当該漁業権者から

事情を聴取の上、必要と認める場合は、協議を命ずることができる。

5 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付するものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 免許番号又は禁止区域の表示

三 区域

四 期間

五 条件

(試験研究等の適用除外)

第五十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第五十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第一百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るもの を除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(船長等の乗組み禁止命令)

第五十二条 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令) ※法第五十二条第二項相当

第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ぜることができる。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第五十四条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができるものとする。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 第二号様式による信号旗「J」を掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号により「J」の信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器により「J」の信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(第五章 雑則)

(漁場又は漁具の標識の設置等に係る届出)

(第五十五条)

法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

(第五十六条)

前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を失し、若しくは毀損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

(第五十七条)

定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては第三号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(流し刺し網漁業の漁具の標識)

(第五十八条)

流し刺し網漁業に從事する操業責任者は、その操業中、網の両端に水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、網の中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他照明を掲げなけ

ればならない。

- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(禁止区域の標識の記載事項等)

第五十九条 第四十一条に規定する禁止区域の標識は、第四号様式によるものとし、その区域の境界に建設するものとする。

(内水面漁場管理委員会)

第六十条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第六十一条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を提出する場合において、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書等にこれを添付し、他の申請書等にはその旨を記載して、一の申請書等に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書等に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

(第六章 罰則)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十一条まで、第四十二条第一項若しくは第三項、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定に違反した者

二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十七条第二項又は第五十二条第一項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第六十三条 第二十五条第一項（第五十条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十二条第一項又は前条の違反行為をしたときは、

行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十五条 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項（第五十条第八項において準用する場合を含む。）の規定、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）の規定、第三十三条第十二項の規定又は第五十条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十一月一日）から施行する。ただし、第四条第一項第二号の規定は、令和五年九月一日から施行する。

（大分県内水面漁業調整規則の廃止）

2 大分県内水面漁業調整規則（昭和四十一年大分県規則第八十二号）は、廃止する。

（内水面の採捕の許可に関する経過措置）

3 改正法附則第二十九条の規定により第三十三条第一項の規定によつてしたものとみなされる前項の規定による廃止前の大分県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第六条の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第十三条の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第二十九条の規定により第五十条第一項の規定によつてしたものとみなされるこの規則による改正前の大分県漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第五十条第一項及び旧内水面規則第三十三条第一項の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第五十条第六項及び旧内水面規則第三十三条第六項の規定は、なおその効力を有する。

（罰則の適用に関する経過措置）

5 この規則の施行前にした行為及び前二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年規則第四九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

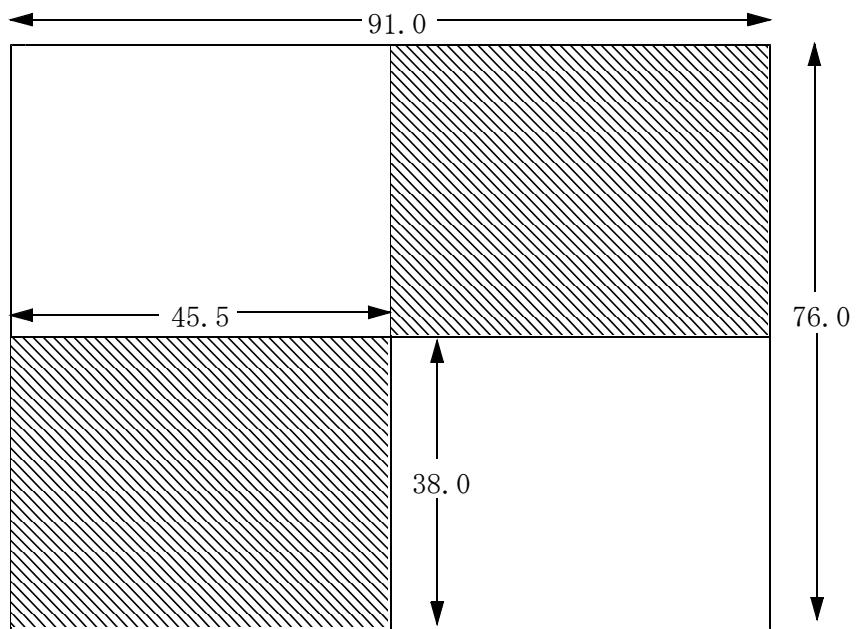
2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式（第31条関係）

漁業の種類	表示様式
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣餌料びき網漁業	オタ自 ○○○
小型機船底びき網漁業のうち手縄第3種漁業（第1種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	オタ手 ○○○
上記以外の小型機船底びき網漁業	オタ ○○○
中型まき網漁業	オタま ○○○

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

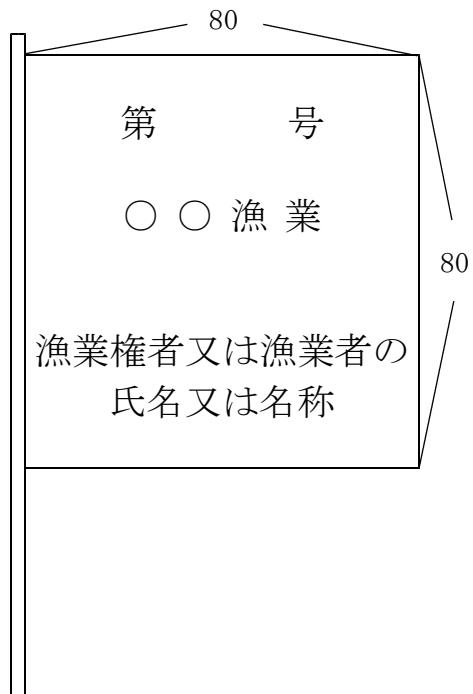
第2号様式 (第54条関係)



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

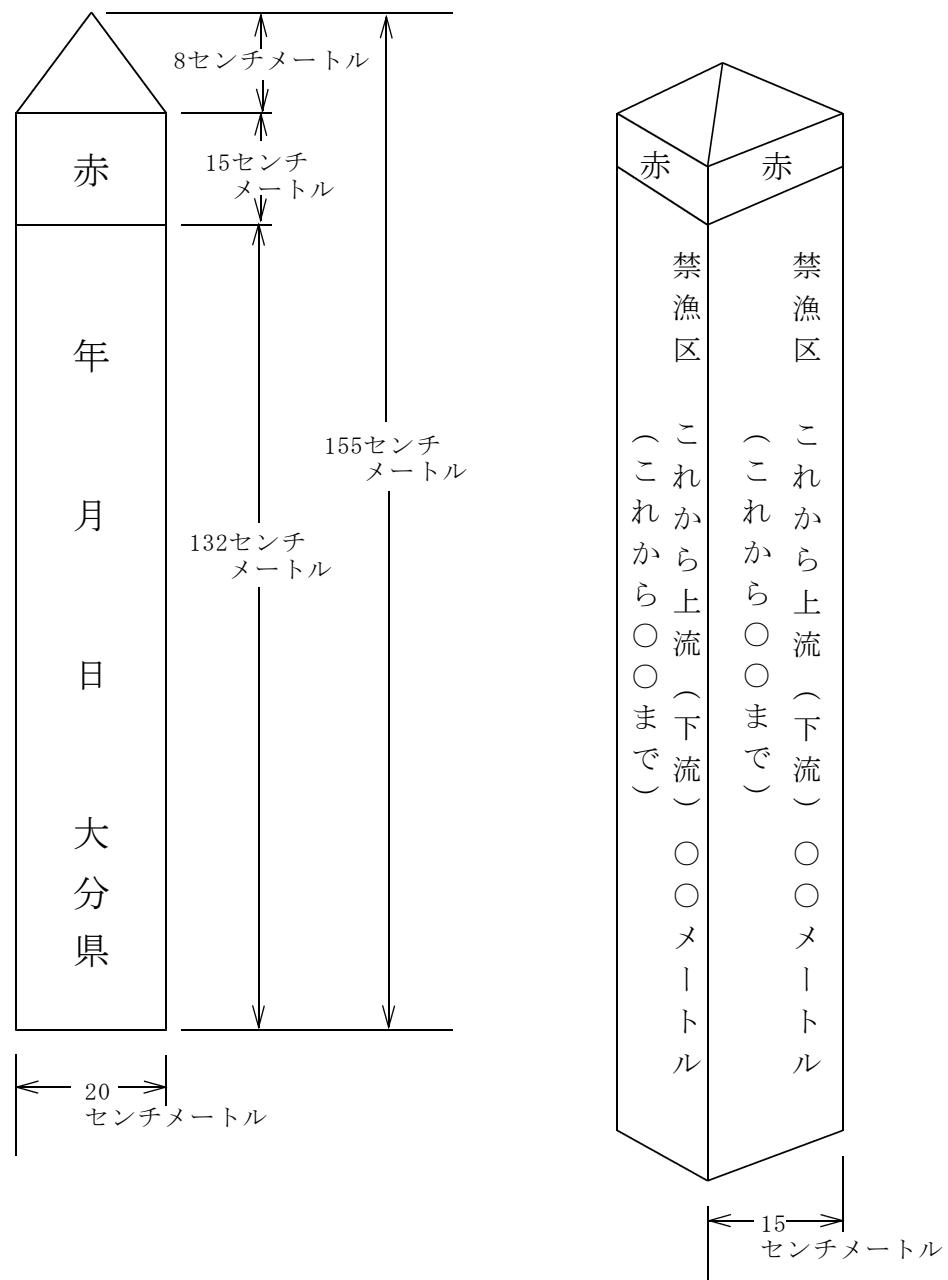
第3号様式 (第57条関係)



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

第4号様式 (第59条関係)

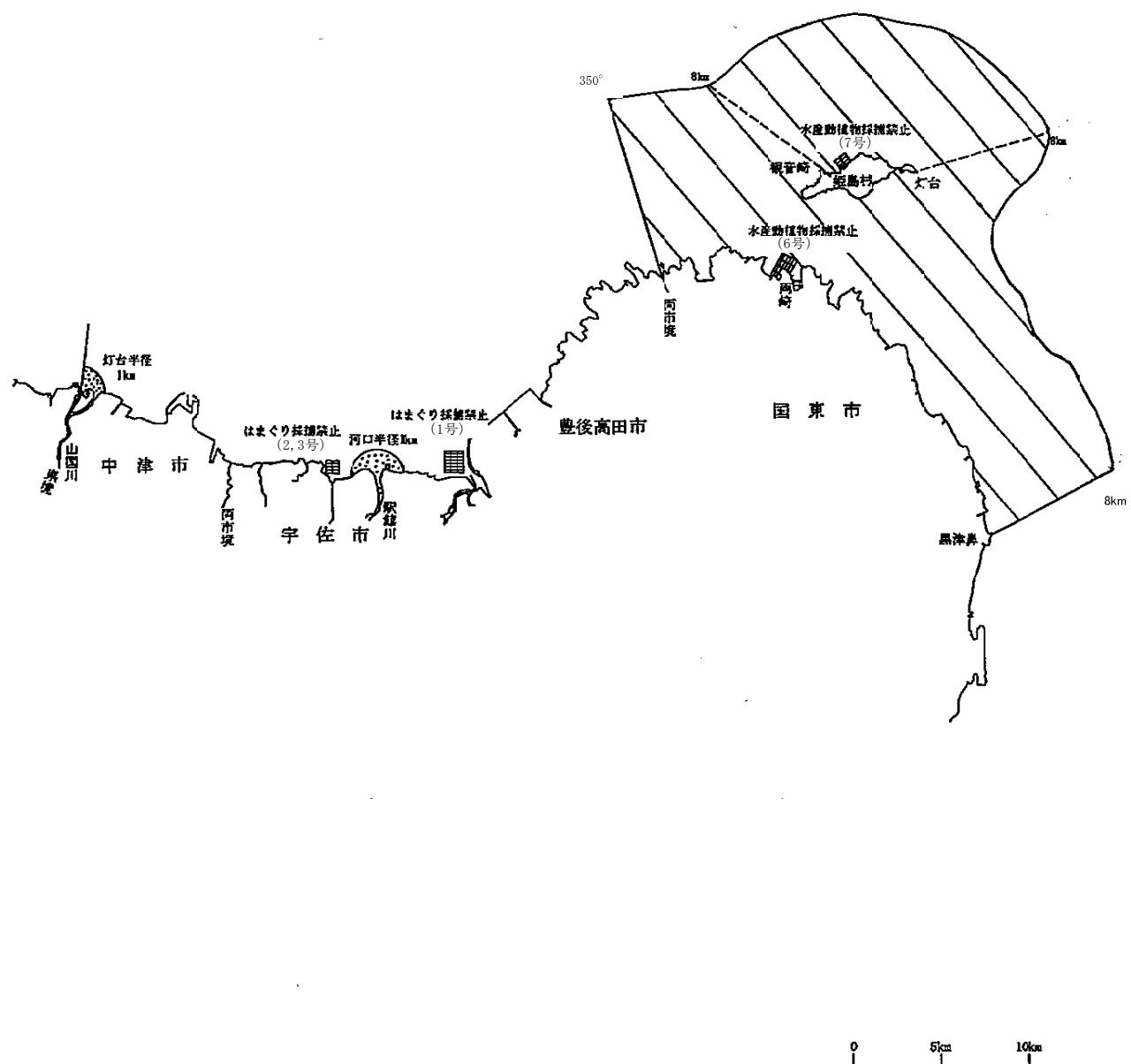


注 禁止期間を定めた場合は、その旨標識中に表示すること。

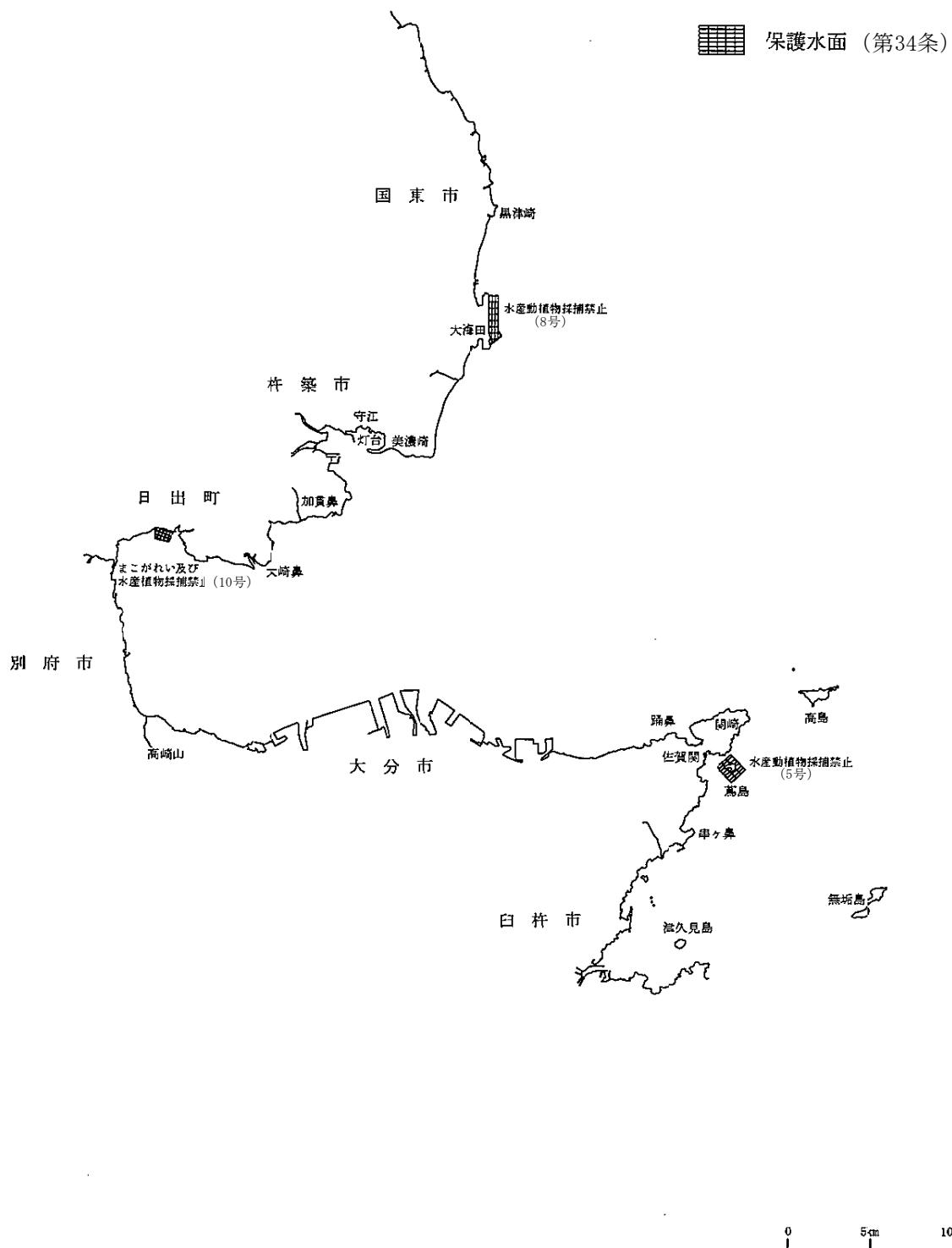
大分県漁業調整規則禁止区域図（その1）



-  小型機船底びき網漁業（第38条の二）
 -  保護水面（第34条）
 -  河口付近における採捕の制限（第44条）



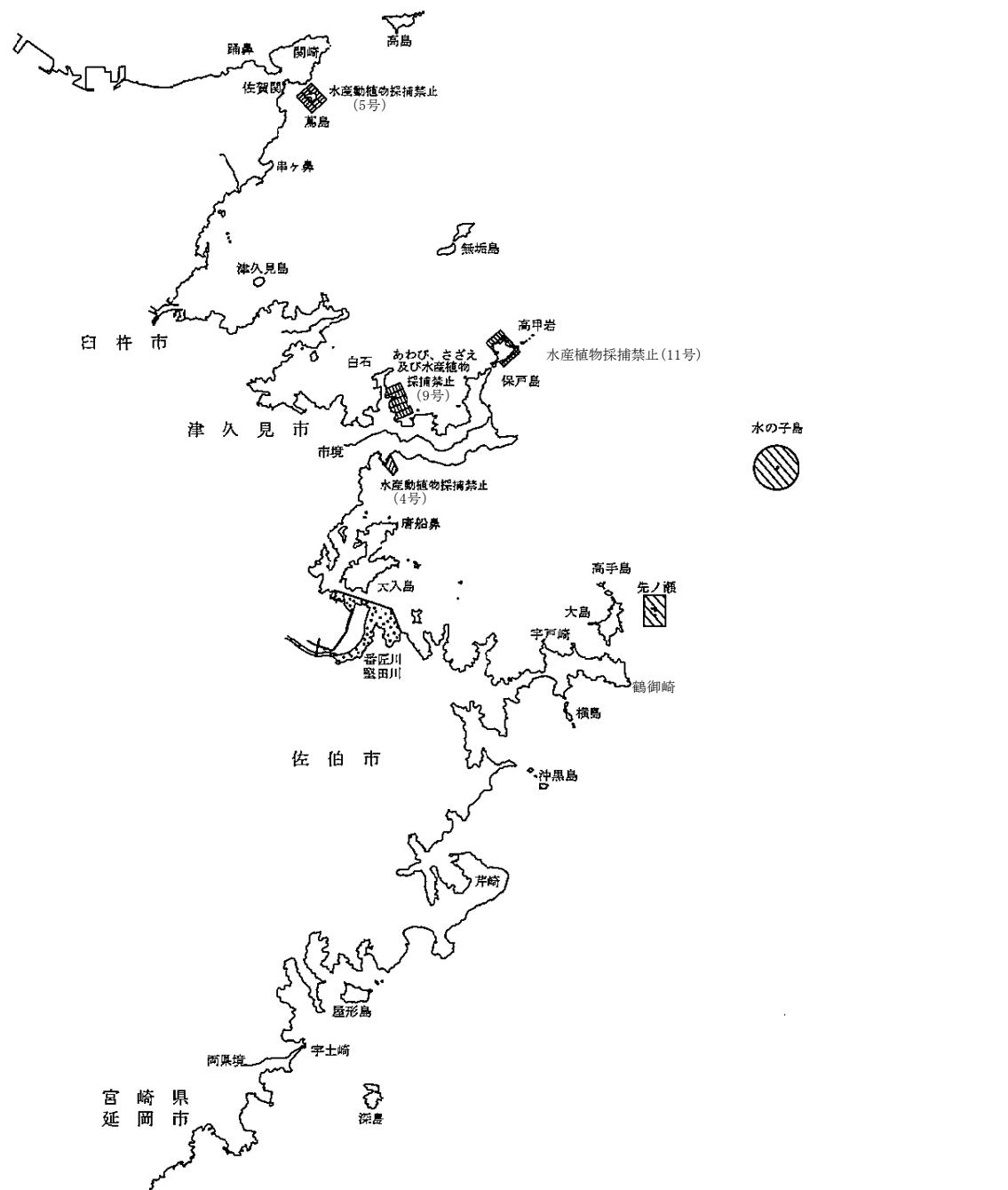
大分県漁業調整規則禁止区域図（その2）



大分県漁業調整規則禁止区域図（その3）

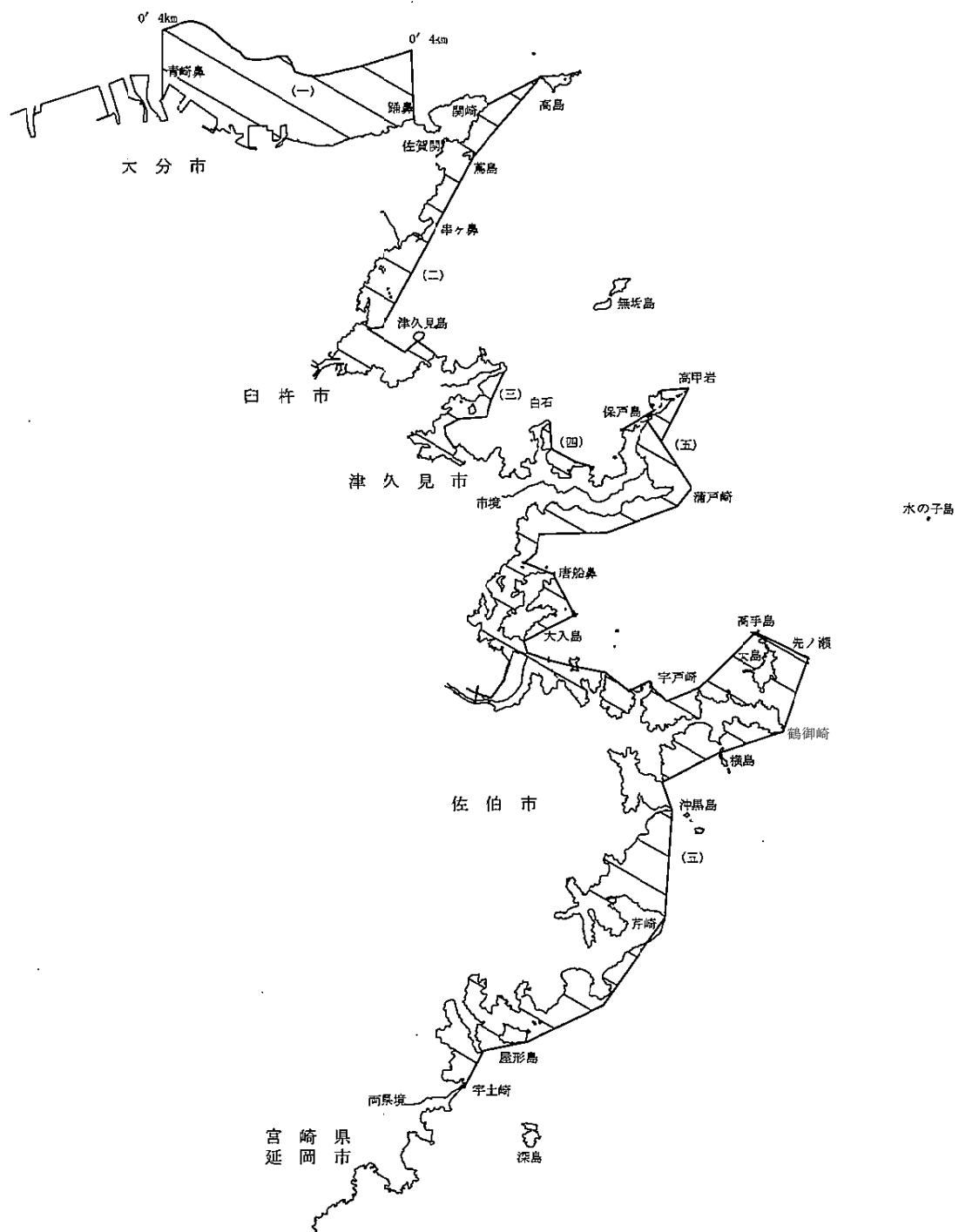


- 保護水面（第34条）
- まきえ釣漁法（第40条）
- 河口付近における採捕の制限（第44条）



0 5km 10km

火光を利用する網漁業禁止区域
(第38条の一)



あぶらをつけた餌料を使用するはえ縄漁業の操業許容区域
(第39条)

